

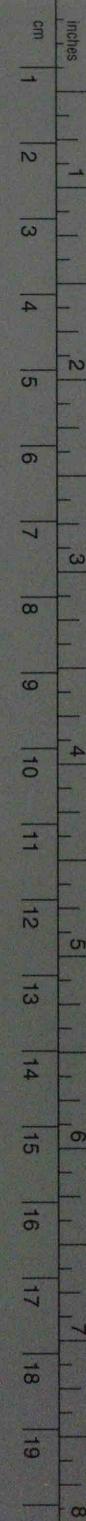
40426

教科書文庫

4
110
31-1937
2000.0 18168

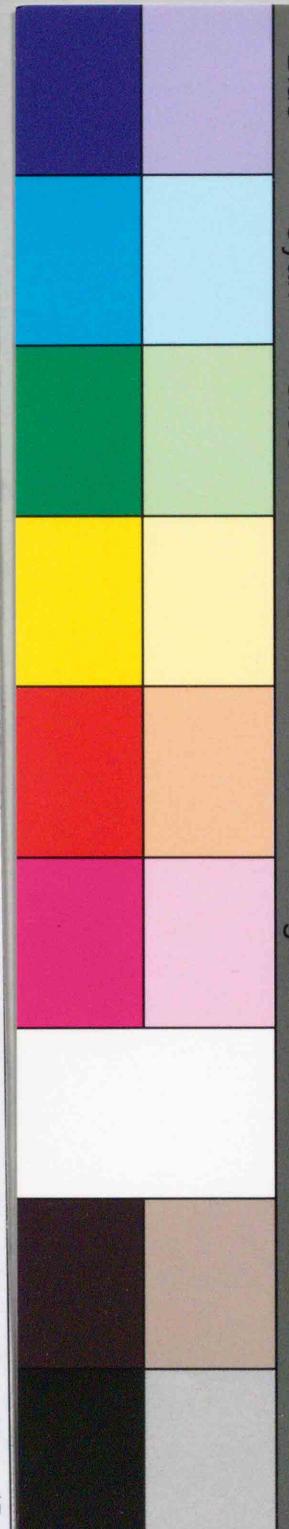
Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

**Kodak Color Control Patches**

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



中華人民共和国
少年修身書卷六
兒童用
文部省



4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

資料室

375.9
M014

教科書文庫

4

110

31-1937

2000018168



文部省

尋常小學修身書 卷六

兒童用

広島大学図書

2000018168



教育ニ關スル勅語

第一課 課 第二課 課 第三課 課 第四課
第五課 課 第六課 課 第七課 課 第八課
第九課 課 第十課 課 第十一課 課 第十二課
第十三課 第十四課

皇大神宮	一
國運の發展	四
國運の發展(つづき)	八
國交	十二
忠君愛國	十四
忠孝	十五
祖先と家	十九
沈勇	二十二
進取の氣象	二十四
工夫	二十六
自立自營	二十九
公益	三十一
共同	三十四
慈善	三十九

第十五課 第十六課 第十七課 第十八課 第十九課 第二十課 第二十一課 第二十二課 第二十三課 第二十四課 第二十五課 第二十六課 第二十七課

良心	清廉	憲法	教育
四十六	四十七	四十八	四十九
國民の務(其の一)	國民の務(其の二)	國民の務(其の三)	國民の務(其の三)
五十二	五十五	五十八	五十九
勤勉	勤勉	勤勉	勤勉
六十三	六十三	六十三	六十三
師弟	師弟	師弟	師弟
六十六	六十六	六十六	六十六
教育	教育	教育	教育
七十一	七十一	七十一	七十一
教育に關する勅語	教育に關する勅語	教育に關する勅語	教育に關する勅語
七十二	七十二	七十二	七十二
教育に關する勅語(つじき)	教育に關する勅語(つじき)	教育に關する勅語(つじき)	教育に關する勅語(つじき)
七十五	七十五	七十五	七十五
教育に關する勅語(つじき)	教育に關する勅語(つじき)	教育に關する勅語(つじき)	教育に關する勅語(つじき)
七十五	七十五	七十五	七十五



尋多六

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹
ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心
ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝
ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ
博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ
德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ
重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天
壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良

ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス
ルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名　御璽

尋常小學修身書卷六

兒童用

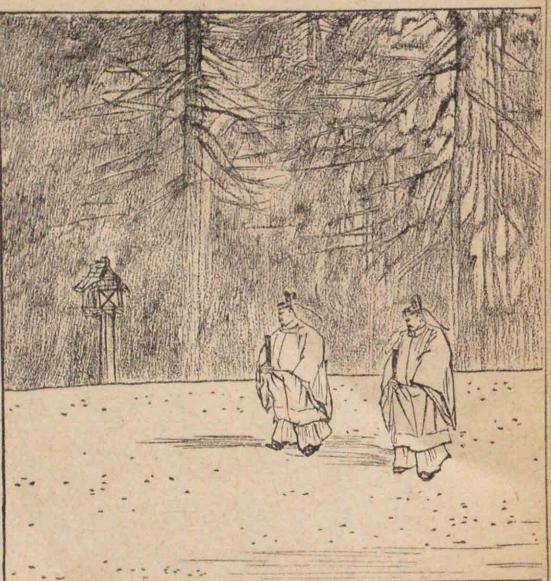
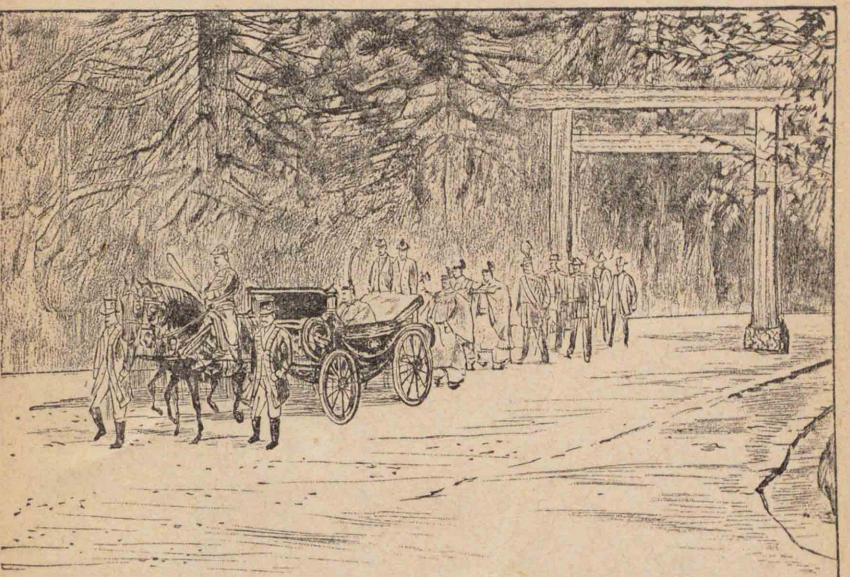
尋修六

第一課 皇大神宮

皇祖天照大神をおまつり申してある皇大神宮は、伊勢の宇治山田市にあります。神域は神路山のふもと、五十鈴川の流にそひ、いかにも神々しい處で、一たび此處にはいると、誰でもおのづと心の底まで清らかになります。

皇室は一方ならず皇大神宮を尊ばせられます。天皇陛下は皇族を祭主に御任命になつて御祭事をすべつかさどらせられ、二月十七日祈年祭・七月十七日神嘗祭・十一月十三日新嘗祭には、勅使をおさし

立てになつて幣帛へいはくをさゝげさせられます。勅使をおさし立てる時には、天皇陛下は親しく幣物を御覽になつて、御祭文をお授けになり、勅使が退出するまでは入御になりません。なほ神嘗祭の當日には、宮中でおごそかに御遙拜えうはいの式を行はせられます。毎年の政始こうじには、第一に皇大神宮の御事をきこしめされ、



皇室や國家に大事のある際には、皇大神宮に御奉告になります。又天皇陛下が御即位の禮を行はせられた時には、親しく皇大神宮に御参拜になります。

皇大神宮の宮殿は、二十年毎に新にお造りになつて、おごそかに正遷宮じょうせんぐうの御儀式を行はせられます。皇室は御遷宮の御事を至つて大切にあそばされ、明治四十二年に御遷宮のあつた時にも、明治天皇はこの御事を深く大御心にかけさせられ、前も

つて工事等のくはしい書きものをさし出させて一々御覽になりました。

皇室はかやうに厚く皇大神宮を御尊崇そんそうになります。國民も昔から厚く皇大神宮を敬ひ、一生に一度は必ず参拜しなければならないことにしてゐます。

第二課 國運の發展

明治の初にあたつて、明治天皇は、世界の文明をとり入れて我が國の發達をはかり公論によつて政治を行ふといふ大方針はうしきんをお立てになりました。それから僅か六十年餘りの間に我が國運は非常な進歩發達をとげました。

昔は、國民は國の政治にはもとより、自分等の住む町や村の政治にもたづさはらなかつたのです。それが今日では、自分等の住む市町村の事は大體自分等の間ですることになり、また衆議院議員を選舉しなどして國の政治にも參與することになりました。

昔は、寺子屋などで少數の子供が読み書きやそろばんを少しばかり習つただけで、國民の中には字の讀めない者もたくさんありました。明治になつてから次第に教育が盛になり、今日では小學校が到る處にあつて、國民は皆一通りの教育を受けられるやうになりました。その外諸種の學校が備つて、誰でも更に進んで十分に

教育を受けることが出来ます。又學問・技藝は我が國に昔からあり來つたものや支那から傳つたものばかりであつたが、明治になつてから、盛に西洋のものも取り入れて發達をはかつたために、今日では學問も技藝も非常に進歩しました。

始めて東京横濱間に鐵道がしかれてから六十年たつただけですが、今日では何處へ行くにも汽車を利用することが出来ます。又始めて汽船を見て驚いたのは八十年程前ですが、近年の我が國は汽船の數では英・米二國の次に位してゐます。明治以前には通信は専ら飛脚によつたので、ずるぶん不便でしたが、現今では何處に

も郵便や電信・電話の設があつて、非常に便利に通信が出来るやうになりました。

昔は、護國の任に當つたのは武士だけでしたが、明治になつて徵兵令(徴兵令)がしかれてから、國民は皆兵役について我が國を護ることになりました。それがために陸海軍の備が十分整つて、明治二十七八年・同三十七八年の兩戰役には、國威を世界に耀かすことが出来ました。

我が國は、徳川幕府が久しい間外國と交通することを禁じてゐたので、明治以前には餘程世界の大勢に後れてゐました。それがため、外國と交際を開いた時には、大そう不利益な條約(條約)を結び、その後長らく苦しみました。

しかし國民はよくこれに耐へ、力を合はせて國の繁榮をはかつた結果、遂に外國も我が實力を認めたので、我が國は條約を改正することが出來て、外國と對等に交際することになりました。

第三課 國運の發展(つゝき)

我が國の人口は、六十年前には三千餘萬でしたが、今日では九千萬にも及んでゐます。これらの國民があまねく教育を受け、國の内外で仕事に勵むのですから、將來の發展は一層ぞうめざましいに違ありません。

我が國は昔から農業を本とする國ですから、その方面は相應に發達してゐました。又周圍が海であるから水

產業は昔から盛で、現今では世界で一二を爭ふ位です。しかし商業は、主に明治になつてから進歩しました。昔は商人がめいしく僅かな資本をもつて、國內だけで取引をしてゐましたが、明治になつてからは商業の會社もだんく出来て、今日ではその數が殆ど三萬に近く、大資本をもつて、國內のみならず外國とも盛に取引をするやうになりました。又工業の發達したのも明治になつてからで、昔は手でした事をだんく機械でするやうになり、五十年前には工場の數が千餘であつたのが、今日では數萬もあつて、紙でも絲でも織物でも大仕掛にこしらへてゐます。

かやうに、政治・教育・産業等あらゆる方面の發達をはかるために、我が國は種々の施設をして來ました。そのための費用が、三十年前には年額數千萬圓でしたが、近年では二十億圓に達してゐます。これらの費用は國民が負擔するのですから、國民の富も増してゐることがよくわかります。

我が國は、かやうな發達の結果、歐洲大戰の後には世界の大國の中に列することになりました。我が國をこれまでに盛にするのは決して容易なことではありません。ひつきやう明治の初以來、天皇御みづから國民をお率ゐになり、國民も皆一體になつて大御心を仰いでつ

わが國が今
日めやうに
さがんたな
フたのは
何によろか

とめて來たからです。しかし現在でも、英・米・獨・佛等の諸國に比べて見ると、まだ及ばない所があります。將來我が國が更に發達してこれらの國々と肩をならべて共共に、文明の進歩をはかつて行くやうにするのは、我等の責任です。

第四課 國交

隣近所同志互に親しくして助け合ふことが、共同の幸福を増す上に必要なことは、いふまでもありません。それと同様に、國と國とが親しく交り互に助け合つて行くことは、世界の平和、人類の幸福をはかるのに必要なことです。今日各國互に條約を結び、大使・公使を派遣し

て交際につとめてゐるのも、これがためであります。明治天皇は、諸外國との和親について非常に大御心をお用ひになりました。明治四十一年に天皇の下し賜はつた詔書の中にも、益、國交を修めて列國と共に文明の幸福を樂しまうと仰せられてあります。

歐洲大戰の終にパリーで平和會議が開かれた時、我國もこれに參加しました。この會議で**平和條約**が結ばれ、條約の一部として**國際聯盟規約**が出來ました。大正九年に聯盟が成立した時、大正天皇は詔書を下し賜はつて、聯盟平和の實を擧げ、我が國力を養つて時世の進運に伴なふやうにと國民にお諭しになりました。

今上天皇陛下はかねて國際平和に大御心をお用ひになり、皇太子であらせられた頃、歐洲諸國を御巡歷になつた時にも、國々との和親をお進めになりました。我が國は初から熱心に聯盟と協力して來ましたが、東洋の平和を保つ方法について聯盟と意見を異にしたために、昭和八年聯盟を離脱するに至りました。其の時、天皇陛下は詔書を下し賜はつて、我が國の信ずることろに従つて國際平和を確立しようと仰せられました。我等は常に國交の大切なことを忘れず、外國人と交際するに當つても、互によく理解し合つて、廣く人類の幸福を増すやうに心掛けませう。

第五課 忠君愛國

民のため心のやすむ時ぞなき

身は九重の内にありても

これは明治天皇の御製であります。この有難い思召は、すなはち御代々の天皇が我等國民の幸福をお思ひになる大御心です。我等國民は祖先以來、かやうに御仁慈であらせられる天皇をいたゞいて、君のため國のために盡すのを第一の務としてゐます。

昔から國に大事が起つた場合には、楠木正成や廣瀬武夫のやうな人が、身命をさゝげて君國を守りました。また平時にあつては、作兵衛・伊藤小左衛門・高田善右衛門

のやうな人が、それぐ農・工・商等の職業に勵んで我が國の富強を増し、中江藤樹・貝原益軒・圓山應擧のやうな人が、學問や技藝につとめて我が國の文明を進めました。

我等はよく我が身を修めて善良有爲の人となり、祖先の美風をついで、國の大事に際しては身命をさゝげて君國を守り、平時に於ては各その職分を盡して我が國の富強を増し文明を進め、忠君愛國の實を擧げなければなりません。

第六課 忠孝

北條氏が滅びて、後醍醐天皇は京都におかれりになり

ましたが、間もなく足利尊氏が反そむきました。楠木正成は諸將と共に尊氏を討つて九州に追拂ひましたが、その後、尊氏が九州から大軍を引きつれて京都に攻上つて来るとの知らせがあつたので、勅を奉じて、尊氏を防ぐために兵庫に赴おもむきました。正成はこれを最後の戦と覺悟して、途中櫻井の驛でその子正行に向ひ、父が討死した後は、お前は父の志をついで、きつと君に忠義を盡し奉れ。それが第一の孝行である。とねんごろに言聞かせて、河内へ返しました。この時正行は十一歳でした。正成はそれから兵庫に行つて遂に湊川で討死しました。家に歸つてゐた正行は、父が討死したと聞いて、悲しさ

の餘り、そつと一間に入つて自殺しようとしました。我が子の様子に氣をつけてゐた母は、この有様を見て走りより、正行の腕をしつかとおさへて、父上がお前をお返しになつたのは、父上に代つて朝敵を滅し、大御心を安め奉らせる爲ではありませんか。その御遺言を母にも話して聞かせたのに、お前はもうそれ



を忘れましたか。そのやうなことで、どうして父上の志をついで、忠義を盡すことが出来ますか。』と涙を流して戒めました。正行は大そう母の言葉に感じ、それから後は、父の遺言と母の教訓とを堅く守つて、一日も忠義の心を失はず、遊戯にも賊を討つまねをしてゐました。正行は大きくなつて、後村上天皇にお仕へ申し、たびたび賊軍を破りました。そこで尊氏は正行をおそれ、大軍をつかはして正行を攻めさせました。正行は勝負を一戦で決しようと思ひ、弟正時をはじめ一族をひきつれて、吉野の皇居に赴き、天皇に拜謁して最後のお暇乞を申し上げました。天皇は正行を近く召され、親子二代の

忠義をおほめになり、汝を深く頼みに思ふぞとの御言葉さへ賜はりました。正行はそれから四條畷に向ひ、僅かの兵で賊の大軍を引受けて花々しく戦ひましたが、此の日朝からのはげしい戦に、味方は大方討死し、正行兄弟も矢きずを多く受けたので、とうく兄弟さしづかへて死にました。

格言 忠臣ハ孝子ノ門ニ出ヅ。

第七課 祖先と家

我等の家では、父は職業に勵み、一家の長として我等を保護し、母は父を助け、一家の主婦として家事にあたり、共に一家の繁榮と子孫の幸福をはかつてゐます。父母

の前は祖父母、祖父母の前は曾祖父母と、我が家は祖先が代々維持して來たもので。代々の祖先が家の繁榮と子孫の幸福をはかつた心持に於ては、いづれも父母とかはりがあります。我等はかやうに深い祖先の恩を受けて生活してゐるのです。この恩を感謝し、祖先を尊ぶのは、自然の人情であり、また人の道であります。

一家の中で、一人でも多くよい人がゐて、業務に勵み、公共の事に力を盡せば、一家の繁榮を増すばかりでなく、また家の名譽を高めることになります。また僅か一人でも不心得の者がゐて、悪いことをしたり、務を怠つたりすれば、一家の不名譽となり、その繁榮を妨げます。一

人の善惡の行は、たゞその人だけのことと思ふのは大きな間違で、一家全體の幸不幸となり、祖先の名にもかかはります。それ故一家の人々は、皆心をあはせて家の名譽と繁榮の爲に力を盡し、祖先に對してはよい子孫となり、子孫に對してはりつぱな祖先となるやうに心掛けることが大切であります。

第八課 沈勇

明治四十三年四月十五日、第六潛水艇は潜航の演習をするために山口縣新湊沖に出ました。午前十時、演習を始めると、間もなく艇に故障が出来て海水が浸入し、それがため艇はたちまち海底に沈みました。この時艇長

佐久間勉は少しも騒がず、部下に命じて應急の手段を取らせ、出来るかぎり力を盡しましたが、艇はどうしても浮揚りません。その上惡ガスがこもつて、呼吸が困難になり、どうすることも出来ないやうになつたので、艇長はもうこれまでと最後の決心をしました。そこで、海面から水をとほして司令塔の小さな覗孔にはいつて来るかすかな光をたよりに、鉛筆で手帳に遺言を書きつけました。

遺書には、第一に艇を沈め部下を死なせた罪を謝し、乗員一同死ぬまでよく職務を守つたことを述べ、又ご



の異變のために潜水艇の發達の勢を挫くやうな事があつてはならぬと、特に沈没の原因や沈んでからの様子をくはしく記してあります。次に部下の遺族が困らぬやうにして下さいと願ひ、上官・先輩恩師の名を書連ねて告別の意を表し、最後に十二時四十分と書いてあります。

艇の引揚げられた時には、艇

佐久間艇長遺言
陛下、船沈没下
皆殺ス、誠に悔沢
矣シサシド無モト
一向私ニ至ハマテ
皆ヨクソノ時イリト
リヤモニヨリ一處
也、猶我しまリ
國あらわす

長以下十四人の乗員が最後まで各受持の仕事につとめた様子がまだありくと見えてゐました。遺書はその時艇長の上衣の中から出たのです。

格言 人事ヲ盡シテ天命ヲ待ツ。

第九課 進取の氣象

高田屋嘉兵衛は淡路の人で、子供の時から船乗となつて人に雇はれてゐましたが、後兵庫に出て回漕業を始めました。さうしてまだあまり人の行かなかつた北海道へまでも出かけて家業につとめたので、家もだんだん豊になりました。

其の頃ロシヤ人が千島に入り込むらしいので、幕府は

警備の役人を出し、また國後擇捉への航路を開くために、特に熟練した船長を募りました。しかし北の方の海は浪風なみかぜもはげしく寒氣も強くて航海が危険であらうと恐れて、誰一人應ずる者があれません。嘉兵衛は深く決心して進んで募に應じ、この困難な仕事を引受けました。

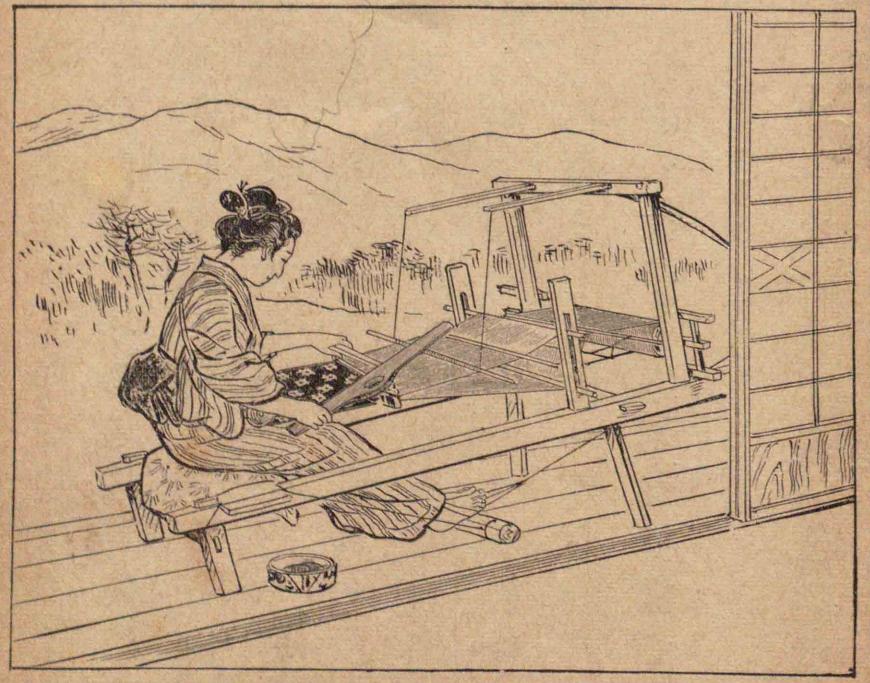
嘉兵衛はまづ國後島に渡りました。國後から擇捉へ渡る海上は殊に難所ですから、いろく苦心して潮流の模様を調べた結果、廻り路をすれば安全であることを見きはめたので、いよいよ船を出しました。しばらくすると霧が深くなつて行先も見えなくなり、その上始め

ての航路なので、水夫等はしきりに危険を氣遣つたが、嘉兵衛は自分の考へた通りに船を進めて、無事に擇捉島に着きました。さうして十分島内を視察して引返し、この航路の安全であることを役人に報告しました。次の年にもまた嘉兵衛は幕府の命を受けて擇捉島に渡り、所々に漁場を開いて土人に産業を授けました。その後、嘉兵衛はロシヤの軍艦に捕へられてカムチャツカに行き、それを機会に、その當時我が國とロシヤとの間に起つてゐた争を解いて國の爲に功を立てました。

第十課 工夫

久留米紺を發明したのは井上でんといふ人です。でん

は機織が好きで、子供のうちに早くも一通り織れるやうになりました。しかし生まれつき勝氣でしたから、どうかして世間にはない目新しい物を織出さうと、常に工夫をこらしてゐました。或日でんは、着古した黒い地の仕事着があちこち白くすれて模様かと



尋修六

思はれるやうになつてゐるのに氣がつきました。これは面白いと思つて、ほぐして絲にしてみると、黒い絲が所々白くなつてゐるので、黒と白の斑まだらの絲で織れば、きっと面白い模様の織物が出来るに違ないと考へつきました。そこでためしに白絲を所々くゝり、藍汁あらじるにつけて斑に染め上げ、その絲を機にかけて、どんな織物が出来るかと胸を躍おどらせながら織つてみると、かすり模様があらはれて面白い織物が出来ました。それからいろいろと改良を加へて、後には非常に手の込んだ模様でも織れるやうになりました。

久留米紺は、今日では誰でも知らない者がない位に廣

く用ひられてゐます。

第十一課 自立自營

自分で立てて自立自營となる

尋修六



フランクリンは、今から二百餘年前に北アメリカのボストンで生まれました。家が貧乏な上に兄弟が多いので、十歳で學校をやめて家庭の手傳をしました。しかし幼い時から讀書が好きで、小遣錢をためては本を買ひ、少しでも暇があると、熱心にそれを読みました。そのために早くから儉約

と勉強のよい習慣がつきました。

十二歳の時、兄の印刷工場で仕事を習ふことになりました。したが、子供ながらもよく働いて仕事を覚え、間もなく一人前の職工になりました。其の間にも知合の人からいろいろな本を借受けて、一日の仕事がすむと、それを読むのを楽しみにしてゐました。

十七歳の時、ボストンからフィラデルフィヤに行つて、ある印刷工場に雇はれました。そこで一生けんめいに働いて、遂に二十四歳の時には獨力で印刷業を經營し、長くフィラデルフィヤに住居するやうになりました。それから後も、常に學問を怠らず徳行に勵んだので、遂にはりつ

ばな人になり、アメリカ合衆國の獨立の際に大功を立てました。

格言　天ハ自ラ助クル者ヲ助ク。
まじめにはたらいてゐる者はいつか自らのものになら

第十二課 公益

尋修六

フランクリンは自分の住んでゐるフィラデルフィヤをりつぱな所にするためにいろいろと力を盡しました。フランクリンは知人と相談し、資金を出しあつて圖書館をこしらへました。これもとて方々に同じ様な圖書館が出来て、そのおかげでこの地方の人々の知識がだんく進んで來ました。

フランクリンはまた新聞紙を發行しました。その頃の

新聞紙の記事には間違や無益なことが多かつたが、フランクリンは正しい有益な記事を自分の新聞紙に載せたので、大そう世間のためになりました。

またその頃は一般に消防の方法が不十分でしたから、火事があるときつとその度に大きな損害がありました。そこでフランクリンは、火事の豫防法を調べ、それを印刷して配りました。又同志の者を集めて消防組を作り、火事があるとすぐにかけつけて消防につとめることにしました。かやうな消防組がだんく出來たので、フィラデルフィヤでは火事の損害が少くなりました。フランクリンはまた工合のよいストーブを発明したので、

「専賣特許を願ひ出てはどうか。」と言つてすすめる友人もありました。が、廣く行渡れば人々のためになることだから。」と言つて引き入れませんでした。

其の外フランクリンは寄附金を集めてフィラデルフィ



尋修六

ヤにはじめて中學校を立てたり、有益な曆を工夫して發行したり、街路がいろを改良したり、病院を開いたりして、公益の爲に力を盡しました。中でも電氣を研究して、雷が電氣の作用であることを證明し、避雷針ひらいしんを發明して廣く世人を益したことは有名な話です。

第十三課 共同 —— 幸福

久留米の東、筑後川に沿うた地方では、水が近くにありながら川底がわそこが深く流はが急なために、灌漑かんがいの便利が悪くて作物が出來ず、人々が大そう困つてゐました。

今から二百六十年ばかり前に、此の地方に栗林次兵衛りりんじへえ、本松平右衛門ほんまつひやもん、山下助左衛門やましたすけざゑもん、重富平左衛門じゆふひやもん、猪山作之丞いのやまさくのじやう

といふ五人の庄屋しょうやがありました。五人は村々の困難をどうかして救ふ方法はあるまいかといろく相談し合ひ、十分測量そくりょうもした上で、遂に筑後川に大きな堰せきを設け、掘割を作つて、水を引くより外はないと決しました。しかし、これは今まで誰も企てたことのない大工事であるから、久留米藩の許を受けるのは、なかなか容易ではありません。あるまいと思つたので、「我々が一旦かく思ひ立つた以上は、どんな事があつても生死を共にして、きつとの企を成就じゅうじゅうしよう」と互に堅く誓ちかひました。他の庄屋たちがこの企を聞いて、中には仲間に入りたいと申し込む者もありましたが、五人は「この大工事が成就しなか

つたら、これを企てた我々は一命を捨てねばならぬかも知れない。むやみに人を仲間に入れて迷惑をかけてはならない」と言つてことわりました。しかし、だんく話をきいて、その庄屋たちの志の堅いのを知り、仲間入をさせ、一しょになつて工事の許可を願ひ出ました。久留米藩では、かやうな大工事はとても成し遂げることは出来まいと思つたので、なかく許しませんでした。その上、この計畫の水路に當つてゐる村々の庄屋の中には、「この堰を作ると洪水の際に危険である」と言って反対する者も出て來ました。五人の庄屋は度々藩の役所に出て、計畫の確であることを一同熱心に説きました。

した。藩の役人は五人に向ひ、もし計畫通りに行かなかつたら、お前方はどうするか」とき、ますと、「その場合は私共五人が責を負うて、どんな重い刑罰でも快くお受けいたします」と答へました。そこで役人も五人の決心の堅いのに感じ、とうくその願を許しました。

五人の庄屋は、仲間の庄屋たちと一緒に村の人々を指圖して、いよく工事にとりかゝりました。監督に來た藩の役人は、もし計畫通りに行かなかつたら、ふびんながら五人を重く罰すると、改めて言渡しました。工事に集つた人々は口々に、「五人の庄屋を罪に落してはすまない」と言つて、夜晝一生けんめいに働き、女子供まで

どんな事
をすれ
ば
考
同
だ
と
思
ふ
か

も手傳つて木や石を運びました。それで、さしもの大工事も意外にはかどり、大きな堰が出来上りました。果して五人の庄屋の計畫通りに筑後川の水がどんどんと掘割に流れ込みました。その時の人々の喜はたとへやうもありませんでした。

此の成功を見て、外の村々でも水を引きたいと願ひ出たので、また此の堰と掘割をひろげることになりました。はじめ工事に反対した庄屋も、今度は水の分前にあづかりたいと願ひ出ました。先に願ひ出た庄屋たちは「あの人々は工事に反対したのですから、我々の村に水が来るまでは、さしひかへさせて下さい」と申し立てま

したが、五人は「此の企はもとく此の地方の人を救ふためですから、同時に願をお許しになるやうに。」と言つたので、役人もそれに同意しました。

これまで水が少くて作物のとれなかつた此の地方が、収穫の多い仕合はせな土地になつたのは、此の五人の庄屋が心をあはせ必死になつて力を盡したおかげです。
修道院

第十四課 慈善

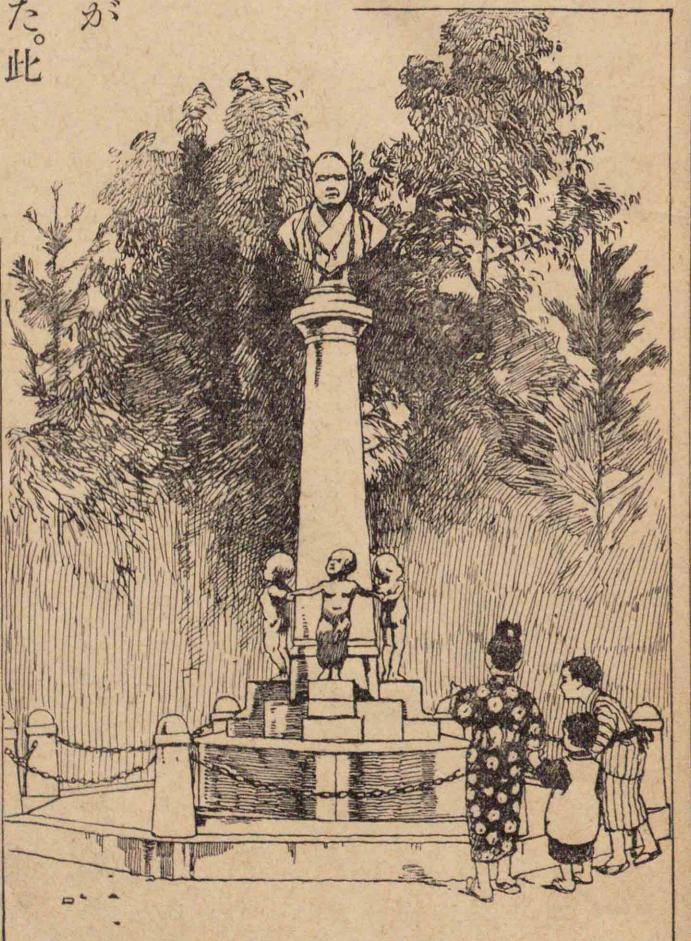
國のため仇なす仇はぐだくとも
いづくしむべき事なれど

宮崎縣茶白原の廣い高原に、有名な岡山孤兒院おんざんを移した茶白原孤兒院がありました。十戸程あるその家族舎には、どれにも子供が十二三人づつ居つて、保姆の世話

を受けて普通の家庭に居ると同じ様に幸福にくらしてゐました。この子供たちは院の小學校に通ひ、課業が終ると家族舍に歸つて、一しょに楽しく家事や耕作の手傳をしました。小學校を卒業した後は、専ら農事や裁縫を習ひ、一人前になつた上で、世に出ることになつてゐました。この孤兒院を開いた人は石井十次です。

十次は天性、情深い人であります。小さい時、氏神のお祭に、近所の或子供が繩の帶をしめてゐるとして、仲間の者にいぢめられてゐるのを見て、かはいさうに思ひ、自分の博多帶ととりかへてやつたことがありました。十次は大きくなつて岡山の醫學校にはいりましたが、

在學中に、
實地研究
のため、じ
ばらく片
田舎のあ
る診察所
に行つて
ゐたことが
ありました。此
の診察所の隣には大師堂があつて、毎夜巡禮が来て寝て行きます。十次は毎朝、大師堂に飯を持つて行つて巡



尋修六

あはれな人
を裏であ
る友はど
うします
か

禮にめぐみました。或朝、いつもの様に大師堂に行つて見ると、あはれな子供の巡禮が二人、ぼんやり立つてゐたので、十次は飯を與へて歸りました。しばらくすると、子供等の母だといつて一人の女巡禮がたづねて来て、ていねいにお禮を述べ、不幸な身の上について、いろいろと話しました。十次はそれを聞いて氣の毒でたまらず、年上の子を預つて世話をすることにしました。この時十次は、世間にたくさん居る同じ様な不幸な子供をどうしても助けねばならぬと堅く決心しました。それから間もなく岡山孤兒院をたてて、だんく多くの孤兒を收容しました。

人
勤

十次は孤兒院の事業のために、いろいろの困難を忍んで一生力を盡しました。十次の世話になつて世に出て、りつぱに独立の生活を營んでゐる者がたくさんあります。

第十五課 清廉

人かう物を
もうつたと
きはどうし
たよりか
自分のものと
他人のものと
をくべつする
はどうしま
すか

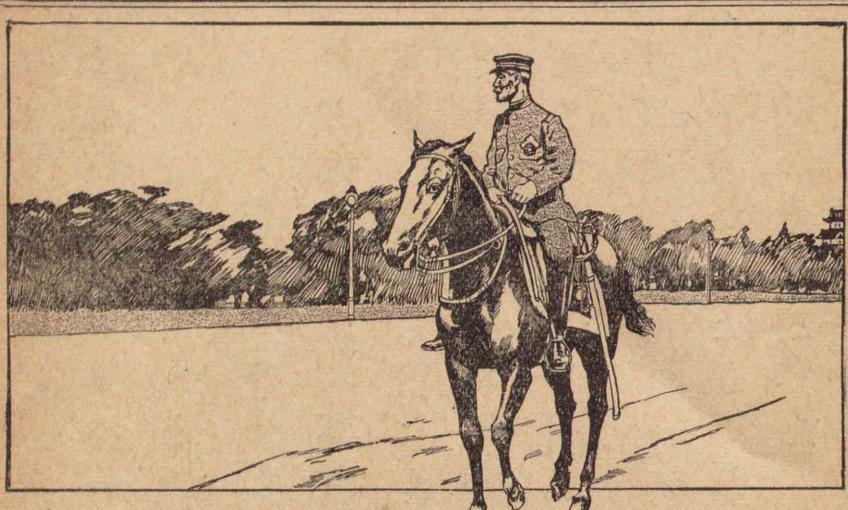
明治三十七八年戦役に、陸軍大將乃木希典は第三軍司令官として出征しました。ある時、家族へ手紙を出さうとすると、巻紙がなくなつてゐました。卓上には軍用の郵便紙がたくさんありました。大將はそれには手もふれず、そばにある參謀長に「紙の持合はせはないか」と言つて、半紙をもらつて用を辨じました。

公の仕事につく時、どんなことがありますか

大將がりつぱな手柄てがらを立てて、明治三十九年にめでたく凱旋がいせんした時、ある人が家の寶たからとしてゐる槍やりの身を大將におくつて祝ひますと、大將は「お志おちはありがたいが、この槍は受けるわけにはいかない。どうぞこれはあなたの家に保存して置いて下さい。」といふ手紙てがみを添へて送り返しました。その人が後に大將に面會し、國の爲にお盡つくししになつて、めでたく凱旋がいせんなされたのをお祝ひ申すつもりでさし上げましたのに、「お受け下さらなかつたのは殘念ざんねんです」と言ひますと、大將はたゞくり返しくり返しありがたうと禮をいふばかりなので、その人はいよいよ大將の清廉せいげんなのに感心しました。その頃大將

が學習院長であつたので、その人は更に元寇げんこうの役の繪を畫家にかけて、學生教育の資料にせめてこればかりはお納め下さい」と言つておくりました。大將は喜んでそれを受けました。

明治四十二年、學習院の新しい校舎が出来上つた時、宮中から大將へ御下賜金しきんがありました。大將は職員一同に、此の度の御下賜金は



皆さんのお苦勞を思し召されての御事と思ひます。と言つて、その金を皆かつをぶしの切手にかへ、一々ていねいに水引をかけて、職員に分ちました。

第十六課 良心

我等は何かよい事をすると、人にほめられないでも自分で心嬉しく感じ、また何か悪い事をすると、人に知れないと自分で気がとがめます。これは誰にも良心があるからです。この良心は、幼少の時にはまだ餘り發達してゐないのですが、親や先生の教を受けて次第に發達し、善い事と悪い事との見わけがはつきりつくやうになります。さうなると、人の指圖を受けないでも、善い事の出来る人にはどんな事に心かけますか

(3) 事はせずには居られないやうに感じ、悪い事はするこ
とが出来ないやうに感じます。

我等は自分の良心の指圖に従はねばなりません。人が見てゐないからとて、自分の良心の許さないことをしては、自分で自分の心を醜くすることになります。我等はよく自分をつゝしんで、天地に恥ぢないりつぱな人にならねばなりません。明治天皇の御製に

目に見えぬ神にむかひてはぢざるは

人の心のまことなりけり

とあります。

今から百三四十年前、仙臺に林子平といふ人がありま

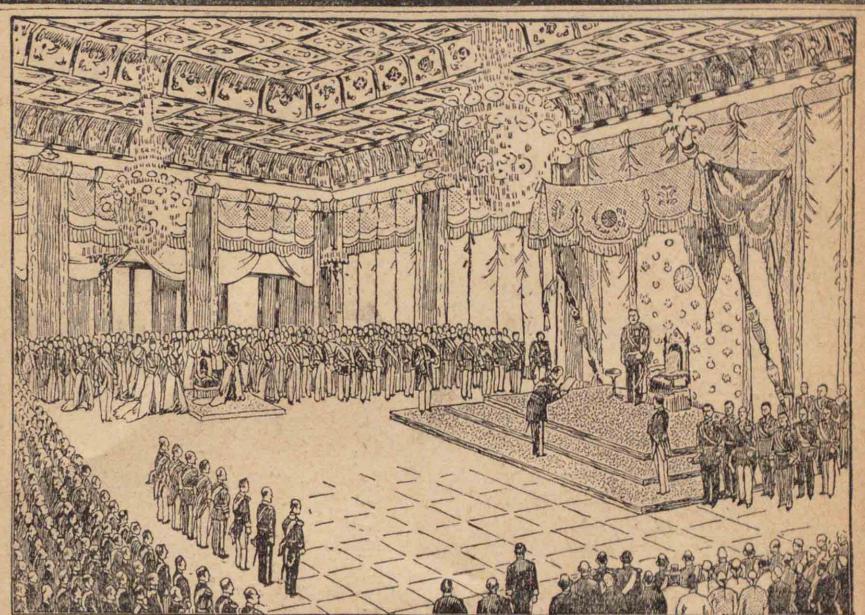
した。非常に愛國心の深い人で、一般にはまだ外國の事情がわからなかつた當時、早くも世界の大勢を知つて國防の大切なことを説きました。幕府は子平を、根もない事を説いて世人を迷はす者として、その兄の家に幽閉しました。子平はそれから後、毎日一室の中に居つて一步も家から出ないので、友達は子平が病氣になりはしないかと心配して、誰も見てゐるわけではなし、氣晴しに少しぐらる出て歩いたらどうか」と言つてすゝめました。子平は、そんなにかげひなたのある行をすることは、どうしても自分の良心が許さないので、御親切は有難いが、それでは上を欺くことになる。たとひ見てゐる

人がなくとも、そんなことは出来ない」と答へました。

第十七課 憲法^{けんぽう}

尋修六

人が團體をなして生活するには、誰も守らなければならぬ規則が必要です。もしかやうな規則がなく、めいめい勝手氣ままことをしたら、とても一しょに生活することは出來ません。それで國のやうな團體では、特に規則が必要です。國の規則はすなはち法令であつて、國民はこれによつて保護され、社會はこれによつて安寧秩序を保たれるのです。國民がもし法令を重んじなかつたら、國は秩序がみだれてその存立を全うすることが出來ません。



我が大日本帝國憲法は、天皇がこれに依つて我が國をお治めになる大法で、したがつて法令の本になる最も大切な規則です。明治天皇は皇祖皇宗の御遺訓に基づかれて、國の繁榮と國民の幸福とをお望みになる大御心から、君臣共に永遠にしたがふべきこの大法を御制定になり、明治二十二年の紀元節の日に

御發布になりました。

憲法には、萬世一系の天皇が我が國をお治めになることを示して、昔から變らない國體の本を明らかにしてあります。また國民に國の政治に參與する權利を與へ、法律によつて、國民の身體・財產等を保護し國民に兵役・納稅の義務を負はせることがきめてあります。どうして天皇が我が國をお治めになるのに、一般的の政務については國務大臣をお置きになつて輔弼をおさせになり、法律や豫算は帝國議會の協賛を経ておきめになり、裁判は裁判所におさせになることになつてゐます。憲法と一緒に制定された皇室典範は、皇位繼承・踐祚

即位等皇室に關する大切な事柄をきめてある規則で憲法と同じく國の大法であります。

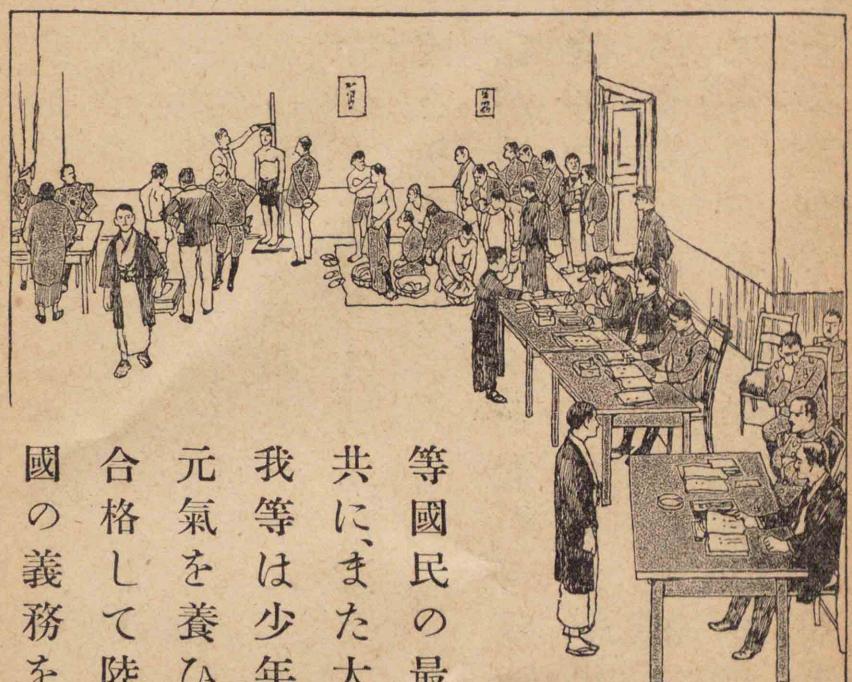
第十八課 國民の務(其の二)

題勅

今日文明諸國は、皆協同して、戦争を避け平和を保つために、出來る限りの力を盡してゐます。しかし、世界にたくさんある國と國との間には、いろいろの原因からいつ戦争が始らないとも限りません。それでも、もし我が國にも禍が及んで、國の安危に關するやうなことが起つたら一大事です。それ故に、我等が一致して我が國の防衛に心を用ひ、その安全をはかるのは最も必要なことです。

我が國は昔から一度も外國のために國威を傷つけられたことはありません。これは御代々の天皇の御稟威と、我等の祖先が忠誠勇武であつたことによります。我等も祖先が心を一つにして守護して來たこの國を守つて、光榮ある歴史を汚す事のないやうにしなければなりません。

我が國民中、満十七歳から満四十歳までの男子は、皆兵役に服する義務があります。それで満二十歳になると必ず徵兵検査を受け、體格の完全で強壯な者の中、抽籤に當つた者は、現役兵となつて陸軍又は海軍に入ります。もし國に一大事が起つた時は、現役にある者はもち



ろん、その他兵役に服する義務のある者は召集に應じて出征します。兵役に服して國の防衛に當る事は、我等國民の最も大切な義務であると共に、また大きな名譽であります。我等は少年の時から身體をきたへ元氣を養ひ、成長の後は徵兵検査に合格して陸海軍に入り、名譽ある護國の義務を果すことが出来るやう

にしませう。また軍隊に入ることが出來ない者でも、常に心身を養つて、萬一の國難にあたる覺悟がなければなりません。

第十九課 國民の務（其の一）

我が國を防衛して其の存立を全うするには、陸海軍の備がなくてはなりません。國民の教育を進め國運發展の基を固くするには、學校を設けなければなりません。その他、公共の安寧秩序を保ち、通信・交通を便にし、産業の發達をはかるなど、國民共同の福利を増すために、國の爲さなければならぬ事がたくさんあります。したがつて國にはこれ等の仕事をするための費用がいり

ます。

我等は市町村民として市町村の費用を分擔するため
に、租稅を納めなければならぬことを學びました。國
の費用も同様に、我等が國民として分擔するのが當然
で、それがためにもまた租稅を納めなければなりませ
ん。もし國民が租稅を納めなければ、國の仕事に必要な
費用の出みちがなく、國は何事もすることが出來ませ
ん。したがつて國民の幸福を進め國を盛にすることは
とても望めないのはもちろん、國の存立さへ危くなり
ます。納稅は兵役と共に國民の大切な義務であります。
租稅には國全體の費用となる國稅と、府縣の費用とな
る府縣稅と、市町村の費用となる市町村稅とがあります。
國稅は法律できまり、府縣稅・市町村稅は法律で定め
られた範圍内で、それぐ府縣會・市町村會の議決でき
まります。我等はこれ等のきまりに従つて稅金を納め
るのです。

我等は自ら進んで租稅を納め、國を盛にする心掛が大
切です。我等がもし納稅に關する申告を怠つたり、納稅
の期限に後れて督促を受けたりすると、國に無益の手
數をかけます。まして申告を偽つて脱稅をはかつたり、
期限に後れて滞納處分を受けたりするやうなことが
あつては、自分の恥であるばかりでなく、國の仕事の妨

になります。

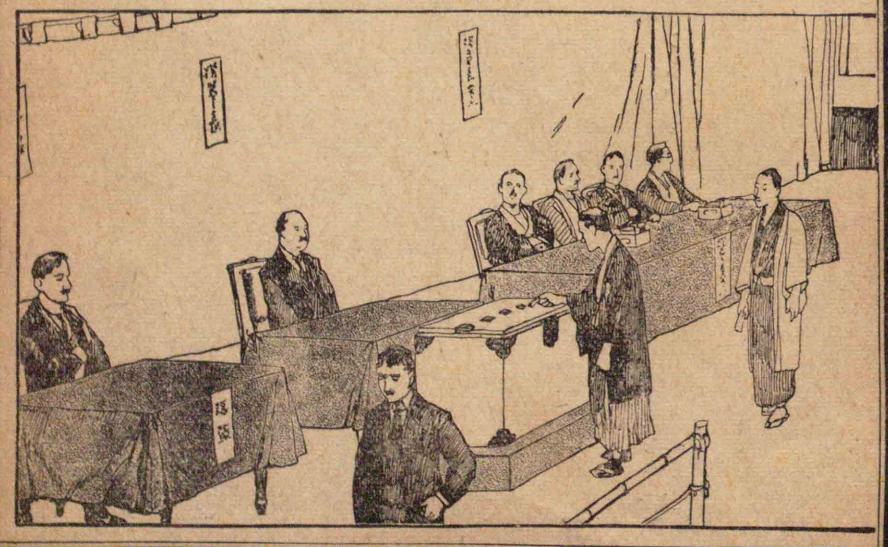
第二十課 國民の務(其の三)

帝國議會は憲法の規定によつて毎年召集され、我が國の法律や豫算などを議決する大切な機關です。議會で議決したことは天皇の御裁可を経て公布されます。

帝國議會は貴族院と衆議院から成立つてゐます。貴族院は皇族・華族の議員や勅任された議員で組織され、衆議院は選舉権をもつてゐる國民が公選した

議員で組織されてゐます。

我等は將來、帝國議會の議員を選舉し、或はその議員に選舉されて、國の政治に參與することが出来ます。帝國議會の議決は國の盛衰に關係しますから、したがつて議員の適否は國民の幸不幸となります。我等はさきに市町村會議員を選舉する心得を學びました。帝國議會の議員を選舉するにも、同様によく



尋修六



尋修六

注意して、候補者の中から、性行が善良であり、りっぱな考をもつてゐる人を選舉しなければなりません。自分がだけの利益のために投票し、又は他人に強ひられて適任者と思はない人に投票してはなりません。また理由もないのに、自分の選舉權を棄てて投票しないのは、自分のすべきことを怠つて自分を輕んずる行です。

また帝國議會の議員に選ばれた者は、その職責の重大なことを思ひ、常に國事を以て念とし、かりそめにも私情に動かされず、忠實に職責を果さなければなりません。

第二十一課 男子の務と女子の務

男子も女子も人として國民として行ふべき道に違はありません。男子が世の繁榮をはからねばならぬと同じ様に、女子もそれをはからねばなりません。また女子が身もちを慎まねばならぬと同じ様に、男子もそれを慎まねばなりません。

かやうに、人として國民としては違はありませんが、男子と女子とによつて、それぐ 實際の務はおのづから別れて居ります。

男子と女子とは生まれながらにして身體も違ひ性質も違つてゐます。それで見ても、その務がおのづから違ふことは明らかであります。強いことは男子のもちま

へで、やさしいことは女子のもちまへです。國・社會・家を安全に保護していくやうなことは男子の務で、家庭に和樂を與へ、また子供を養育するやうなことは女子の務であります。

我等の父母が家庭で實際に行つてゐる事は、すなはちこの男子の務と女子の務との主なものであります。父は一家の長として家族を率ゐ、家計を支へ、また外へ出ていろいろな仕事をして働いてゐます。母は主婦として内にゐて父を助け、家をとゝのへ、我等の世話をしています。

男子と女子とがよく調和して各その務を全うしてい

けば、家も榮え國も榮えます。

第二十二課 勤勉

伊能忠敬は上總に生まれ、十八歳の時下總佐原村の伊

能氏の家をつきました。伊能氏は代々酒や醤油を造り、土地で評判の資産家でした。そこで忠敬はどうかしてもとのやうにしようと思つて、一生けんめ



いに家業に勵み、自分が先に立つて儉約したので、家も次第に繁昌して、四十歳になる頃には、もとよりも豊になりました。それで關東に二度も飢饉があつた時、二度とも金や米をたくさん出して、困つてゐる人々を助けました。また公職について村のために盡しました。

五十歳になると家を長男に譲りました。しかしそのまま樂をしようとはせず、これから一心に學問をしようと思つて江戸に出ました。忠敬はもとく天文・曆法が好きで、これまで仕事のひまには少しづつ勉強をつづけて、その知識がかなり深くなつてゐました。江戸に出ると間もなく、高橋至時（こうばし しとき）といふ天文學者をたづね、そ

の精密な西洋曆法の話を聞いて大そう感心し、自分より十九も年下の至時の弟子になつて、數年間倦まずたゆまず勉強したので、同門中及ぶものがない程學問が上達しました。

五十六歳の時、幕府の許を受けて北海道の東南海岸を實地に測量し、地圖を作つてさし出しました。その後、幕府の命で諸方の海陸を測量することになり、寒暑をいとはず遠方まで出かけて、とうく七十二歳で日本全國の測量をすませました。それからもからだの自由がきかないやうになるまでは、大中小三種の日本地圖を作ることにつとめました。我が國の正しい位置や形狀

が始めて明らかになつたのは全く忠敬の手柄です。

格言 精神一到何事力成ラザラン。

第二十三課 師弟

忠敬の先生の至時は幕府の天文方でした。四十歳の時オランダの新しい暦法の書物を得たので、僅か半年の間に、不十分な語學の力でそれを讀終つた上に、その書物について著述^{ちよつ}までもしました。もとから病身であつた至時は、このはげしい勉強のために大そう健康を損じて、翌年なくなりました。

至時は忠敬の根氣のよいのに感心し、特に力を入れて教へ、又後には北海道その他の測量を忠敬にさせるや

うに幕府にとりなしました。さうして新しい知識を得ると、すぐ忠敬にそれを傳へ、忠敬はすぐまたそれを實地に應用して、師弟一體になつて學問のために力を盡しました。至時の死んだ時には、忠敬は非常に力を落しましたが、先生の教を空しくしてはならぬと思ひ、その後は一層骨折つて、どうく日本全國測量の大事業を成しとげました。

忠敬は七十四歳でなくなりましたが、死ぬ時に「自分にこれだけの事が出來たのは全く高橋先生のおかげであるから、自分が死んだ後は先生の側に葬つてもらひたい」と家族の者にいひのこしました。今でも淺草の源

空寺には、この師弟の墓が並んで立つてゐます。

第二十四課 教育

我等が學校にはいつてから、もう六年になります。入學した頃は、まだ幼くて、ものの道理もわかりませんでした。それが今では、日常必要な知識や技能も進み、また人の行ふべき道も一通りわかるやうになりました。我等がこれまでになることが出来たのは、教育を受けたおかげです。

人は誰でも教育を受けて、はじめて善良有爲の人となることが出来るのです。世に立つて、農・工・商その他どんな職業に従事するにしても、教育を受けてゐなければ、

よい成績を擧げることは困難です。まして職業について改良進歩をはかるには、なほさら教育を受けてゐることが大切です。我等が善良有爲でよく務を果せば、我等はすなはちよい日本人であるのです。我が國民の一人一人が皆かやうな人であれば、國は盛になります。我が國では、明治五年に學制が定められて義務教育の基が立ち、同二十三年には教育に關する勅語が下つて教育の大方針がきまりました。今日の制度では、各市町村が、その區域内の兒童を皆就學させるに足るだけの尋常小學校を設けることになつてゐます。國民はその子弟を満六歳から必ず尋常小學校に入學させて、六箇

年の課程を卒へさせらる義務があります。

世界の文明國は皆義務教育の制度をしき、しかもなるべく修業の年限を長くすることにつとめてゐます。一國の文明の進歩も産業の發達も主としてその國民の教育の程度によつてきまります。國の繁榮を願ふ者は教育を受けることの大切なことを知らなければなりません。我等は尋常小學校を卒業して後も、身體の發達に注意し、德行を修め、知能を磨くことを怠らないやうにしませう。又事情が許せば、高等小學校や青年學校に入り、或は他の學校に進んで、十分に教育を受け、益々善良有爲の人となるやうにつとめませう。

第二十五課 教育に關する勅語

教育に關する勅語は明治二十三年十月三十日、明治天皇が我等臣民のしたがひ守るべき道徳の大綱をお示しになるために下し賜はつたものであります。

勅語を三段に分けますと、其の第一段には

朕惟フニ我力皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我力臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我力國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス
と仰せられてあります。

この一段には、まづ皇室の御祖先が我が國をお始めに

なるにあたつて、其の規模^きがまことに廣大で且いつまでも動かないやうになされたこと、御祖先はまた御身をお修めになり、臣民をお愛^{いと}しみになつて、萬世にわかつて御手本をおのこしになつたことを仰せられ、次に臣民は君に忠義を盡し親に孝行を盡すことを心掛け、皆心を一つにして代々忠孝の美風を全うして來たことを仰せられてあります。終に以上のことが我が國體のきつするなりつぱな所であり、我が國の教育の基づく所もまたこゝにあることを仰せられてあります。

第二十六課 教育に關する勅語(つどき)

勅語の第二段には

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信
シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習
ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ
世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急ア
レハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘ
シ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス
又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

と仰せられてあります。

この一段には、初に天皇が我等臣民に對して爾臣民と親しくお呼びかけになり、我等が常に守るべき道をお諭しになつてあります。

其の御趣旨によると、我等臣民たるものは父母に孝行を盡し、兄弟姉妹仲よくし、夫婦互に分を守つて睦まじくしなければなりません。また朋友には信義を以て交り、誰に對しても禮儀を守り、常に我が身を慎んで氣ままにせず、しかも博く世間の人々に慈愛を及すことが大切です。また學問を修め業務を習つて、知識才能を進め、善良有爲の人となり、進んでこの智德を活用して、公共の利益を増進し、世間に有用な業務を興すことが大切です。また常に皇室典範・大日本帝國憲法を重んじ、其の他の法令を守り、もし國に事變が起つたら、勇氣を奮ひ一身をさゝげて、君國のために盡さなければなりません。

尋修六

尋修六

んかやうにして天地と共に窮^{きはえり}ない皇位の御盛運をお助け申し上げるのが、我等の務であります。

終には、以上の道をよく實行する者は、忠良な臣民であるばかりでなく、我等の祖先がのこした美風をあらはす者であることをお諭しになつてあります。

第二十七課 教育に關する勅語(つどき)

勅語の第三段には

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

と仰せられてあります。

この一段には、前の第二段にお諭しになつた道は、明治天皇が新におきめになつたものではなく、實に皇祖皇宗がおのこしになつた御教訓であつて、皇祖皇宗の御子孫も一般の臣民も共に守るべきものであること、またこの道は古も今も變りがなく、どこでも行はれるものであることを仰せられてあります。最後に、天皇は御みづから我等臣民と共にこの御遺訓をお守りになり、それを御實行になつて、皆徳を同じくしようと仰せられてあります。

以上は明治天皇のお下しになつた教育に關する勅語

の大意であります。この勅語にお示しになつてゐる道は我等臣民の永遠に守るべきものであります。我等は至誠を以て日夜この勅語の御趣意を奉體せねばなりません。

尋常小學修身書卷六兒童用

定價金七錢

ち

昭和十二年十月二日修正發行
昭和十二年十月五日翻刻發行
昭和十二年十月三十日翻刻發行

著作權所有

著作行兼文部省

日七月十年二十和昭
濟查檢省部文

發行所

東京市王子區堀船町一丁目八百五十七番地
東京書籍株式會社
代表者石川正作

東京市王子區堀船町一丁目八百五十七番地
東京書籍株式會社工場

土手芳子

東京書籍株式會社

東京市王子區堀船町一丁目八百五十七番地

印刷所

広島大学図書

2000018168

